

別紙 4

関市・武儀郡 4 町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関市・武儀郡 4 町村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、関市・武儀郡 4 町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員、参与、監査委員、規約第 1 2 条の規定により会議に出席する者及び規約第 1 3 条の規定に基づく小委員会の委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 委員等の報酬は、日額 6 , 5 0 0 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規約第 7 条第 1 項第 1 号に規定する委員及び規約第 8 条に規定する参与には報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行したときは、関市職員の旅費に関する条例(昭和 2 8 年関市条例第 5 号) に規定する市長等の旅費額に相当する額を弁償するものとする。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。